多治見都市計画総括図

都市計画区域	指定				面積	6,338ha	昭和27年4月1日
〃	変更	岐阜県告示第	314号		面積	7,786ha	昭和58年4月1日
〃	変更		639号		面積	9,124ha	平成22年12月24日
	国土地理院公表面積に基づく変更				面積	9,125ha	平成27年3月
市街化区域及び市街化調整区域	指定	岐阜県告示第	534号		面積	7,769ha	平成8年10月1日
〃	変更	〃	468号		面積	7,779ha	平成16年5月17日
〃	変更	〃	641号		面積	9,124ha	平成22年12月24日
〃	変更	〃	240号		面積	9,125ha	平成28年4月1日
〃	変更	〃	463号		面積	9,125ha	令和2年11月20日
用途地域	指定	建設省告示第	1187号		面積	1,270ha	昭和43年4月20日
〃	変更	岐阜県告示第	1065号		面積	2,073ha	昭和48年12月25日
〃	変更	〃	307号		面積	2,403ha	昭和58年3月31日
〃	変更	〃	850号		面積	2,403ha	昭和60年12月17日
〃	変更	〃	258号		面積	2,430ha	平成元年3月31日
〃	変更	〃	797号		面積	2,467ha	平成2年12月25日
〃	指定	多治見市告示第	42号		面積	2,464ha	平成8年4月1日
〃	変更	〃	90号		面積	2,659ha	平成8年10月1日
〃	変更	〃	37号		面積	2,659ha	平成13年3月30日
〃	変更	〃	97号		面積	2,618ha	平成16年5月17日
〃	変更	〃	225号		面積	3,101ha	平成22年12月24日
〃	変更	〃	137号		面積	3,121ha	平成28年4月1日
〃	変更	〃	240号		面積	3,121ha	平成28年9月30日
〃	変更	〃	306号		面積	3,170ha	令和2年11月20日
特別用途地区	指定	建設省告示第	1187号		面積	39ha	昭和43年4月20日
〃	変更	多治見市告示第	15号		面積	131ha	昭和58年3月31日
〃	変更	〃	25号		面積	137ha	平成元年3月31日
〃	変更	〃	43号		面積	141ha	平成8年4月1日
〃	変更	〃	38号		面積	150ha	平成13年3月30日
〃	変更	〃	226号		面積	297ha	平成22年12月24日
〃	変更	〃	136号		面積	297ha	平成28年4月1日
高度利用地区	指定	多治見市告示	272号		面積	2ha	平成28年10月26日
防火・準防火地域	指定	建設省告示第	1934号		面積	16ha	昭和34年10月6日
〃	変更		929号		面積	73ha	昭和43年3月30日
〃	変更	多治見市告示第	227号		面積	79ha	平成22年12月24日
〃	変更	〃	130号		面積	79ha	平成28年4月1日
〃	変更	〃	273号		面積	79ha	平成28年10月26日
風致地区	指定	岐阜県告示第	306号		面積	67ha	昭和35年3月31日
〃	変更	〃	476号		面積	60ha	平成16年5月18日
〃	指定	多治見市告示第	198号		面積	1ha	平成19年11月1日
〃	変更	〃	75号		面積	49ha	平成25年3月29日
〃	指定	〃	349号-2		面積	27ha	平成27年12月10日
〃	変更	〃	131号		面積	14ha	平成28年4月1日
〃	変更	〃	132号		面積	19ha	平成28年4月1日
駐車場整備地区	指定	多治見市告示第	69号		面積	87ha	昭和46年10月25日
〃	変更	〃	16号		面積	1,56ha	昭和53年4月1日
〃	変更	〃	92号		面積	220ha	平成16年4月1日

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
○建築できる用途　×建てられない用途　（1）、（2）、（3）：▲ 制限、規模等の制限あり													
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
農業用工作、畜産業用の施設(床面積の合計が50㎡を超えるもの)													畜産業以外用途制限あり
店舗等の営業面積が　150㎡以下のもの	○	(1)	(2)	○	○	○	○	○	○	○	○	(3)	(1) 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店、美容院、クリーニング店、床面積の合計が150㎡を超えないこと。(2) 2階以下。(3) 物品販売業を営む店舗のみ。
店舗等の営業面積が　500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(3)	(1)(2)・(3)は制限なし。(3) 物品販売業を営む店舗のみ。
店舗等の営業面積が　1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(3)	(1)(2)・(3)は制限なし。(3) 物品販売業を営む店舗のみ。
店舗等の営業面積が　3,000㎡を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(3)	(3) 物品販売業を営む店舗のみ。
事務所等の営業面積が　150㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の営業面積が　150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の営業面積が　1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の営業面積が　3,000㎡を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	×	▲　3,000㎡以下
遊技施設、スポーツ施設、スポーツ練習場等	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	×	▲　3,000㎡以下
カラオケボックス等	○	○	○	○	▲	▲	○	○	▲	▲	○	×	▲　15,000㎡以下
店舗、飲食店、カフェ、料亭、茶屋、個室浴場等	○	○	○	○	▲	▲	○	○	▲	▲	○	×	▲　客席 200㎡未満
劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	×	▲　客席 200㎡未満
キャバレー、風俗営業施設	○	○	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	×	▲　風俗営業施設を除く
大規模商業施設	劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、物品販売業を営む店舗(合計が10,000㎡を超えるもの)												
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大学、高等専門学校、高等学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車教習所　敷地面積が2,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	○	○	○	
単独住宅、長屋住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿の建築物で、敷地の規模が500㎡を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
助産所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
保育所、幼保連携型認定こども園等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
公衆浴場、銭湯、浴場業、理容所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
作業所の床面積が50㎡以下	○	○	○	○	▲	▲	○	○	○	○	○	○	
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり
危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	作業場の面積
危険性や環境を悪化させるおそれが中程度のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 50㎡以下　② 150㎡以下
危険性が大きいか又は著しく環境を害するおそれがあるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	作業場の面積 ① 50㎡以下　② 150㎡以下　③ 200㎡以下(風致地区内)　④ 3,000㎡以下
自動車修理工場					○	○	○	○	○	○	○	○	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・取扱の量	量が非常に少ない施設				○								
	量が少ない施設					○							
	量が中位の施設						○						
	量が多い施設							○					
建築不可能な地域	都市計画区域外(いずれの用途地域にも属さない区域)												

凡例

都市計画区域界（市町村界）		9,125ha
市街化区域		3,170
市街化調整区域		5,955
第1種低層住居専用地域		645
第2種低層住居専用地域		102
第1種中高層住居専用地域		170
第1種住居地域		881
第2種住居地域		19
準住居地域		14
近隣商業地域		42
商業地域		148
準工業地域		999
工業地域		123
工業専用地域		26
特別工業地区	1種	39.4
	2種	46.6
特別工業制限地区	1種	112.2
	2種	98.4
高度利用地区		2.0
防火地域		20.4
準防火地域		58.5
風致地区		109.9
駐車場整備地区		220.0
都市計画道路		
都市計画緑地		
都市計画公園		
中央自動車道		
外壁から敷地境界線までの後退距離1mを超える		
土地区画整理事業		
その他の都市施設		
地区計画		
（用途地域内）	容積率 / 建ぺい率	の限度
（用途地域内）	容積率 / 建ぺい率 / 建物の高さ(m)	の限度

（注1）市街化調整区域の建ぺい率は60%、容積率は200%

風致地区の規制内容

区分	高さ	建ぺい率	外壁等の後退距離 道路面する	〃の面面する	緑地率	切り土
第一種風致地区	8m	20%	3m	1.5m	50%	3m
第二種風致地区	10m	40%	2m	1m	30%	5m

北側斜線制限

用途地域	建築物の部分の高さの制限(m)
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	5+(1.25×L1)

L1：建築物の当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離

第1種
第2種　低層住居専用地域内

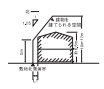

道路斜線制限、隣地斜線制限

用途地域	道路斜線制限 適用距離	勾配	隣地斜線制限
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	20m	1.25×L2	―
第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 商業地域 無指定	20m	1.25×L2	20+(1.25×L3)
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	20m	1.5×L2	31+(2.5×L3)

L2：建築物の当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離
L3：建築物の当該部分から隣地境界までの水平距離のうち長いのもの

第1種中高層住居専用地域
第1種住居地域、第2種住居地域、
準住居地域、無指定の場合
第1種低層住居専用地域
第2種低層住居専用地域　は道路斜線制限のみ

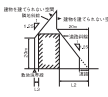

近隣商業、商業、準工、工業、工業専用の場合

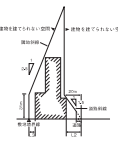

多治見都市計画道路
3・5・28 音羽小田線
○名称の変更
3・4・28号音羽小田線→3・5・28号音羽小田線
○区域の変更
L=約1,260m→L=約1,240m
○幅員の変更
W=18m→W=12m
○線形の変更
○構造の変更
幹線街路と立体交差1箇所、幹線街路と平面交差3箇所
→幹線街路と平面交差4箇所

多治見都市計画道路
3・6・18 本町宮前線
○区域の変更
L=約570m→L=約550m
○線形の変更
○構造の変更
幹線街路と立体交差1箇所、幹線街路と平面交差3箇所
→幹線街路と平面交差3箇所

都市計画公園一覧表

種別	公園番号	公園名称	計画面積
街区公園	2・2・1	坂上公園	0.26ha
	2・2・2	昭和公園	0.22
	2・2・3	脇之島南第1公園	0.21
	2・2・4	脇之島南第2公園	0.23
	2・2・5	脇之島南第3公園	0.15
	2・2・6	旭ヶ丘北公園	0.15
	2・2・7	脇之島南第4公園	0.38
	2・2・8	脇之島北第1公園	0.11
	2・2・9	長瀬公園	0.13
	2・2・10	南坂上公園	0.60
	2・2・11	小名田公園	0.26
	2・2・12	姫ヶ丘公園	0.13
	2・2・13	滝呂中央公園	0.22
	2・2・14	桜台山公園	0.21
	2・2・15	宝建沢公園	0.21
	2・2・16	小角公園	0.50
近隣公園	3・3・1	明和中央公園	2.1
	3・3・2	脇之島中央公園	1.8
	3・3・3	脇之島北公園	1.3
	3・3・4	太平公園	1.7
	3・3・5	滝呂北公園	2.8
	3・3・6	共栄公園	1.8
地区公園	4・4・1	滝呂公園	6.1
	4・4・2	旭ヶ丘公園	7.0
	4・4・3	笠原運動公園	5.76
運動公園	6・5・1	多治見運動公園	25.3
特殊公園	8・6・1	多治見墓地公園	37.8
合計		27箇所	97.85ha

都市計画緑地一覧表

種別	緑地番号	緑地名称	計画面積
都市緑地	1	音羽緑地	0.06ha
	2	滝呂緑地	4.9
	3	東多緑地	29.2
合計		3箇所	34.16ha

都市計画道路一覧表

路線番号	路線名	標準幅員	計画延長
1・3・1	東海環状自動車道	10.75m×2	1,970m
3・3・1	国道19号線	23.0m	7,920
3・3・2	国道248号線多治見バイパス	25.0	8,200
3・4・3	金岡市之倉線	16.0	6,500
3・4・4	上山平和線	16.0	3,060
3・5・5	本町生田南線	12.0	830
3・4・6	豊田弁天線	16.0	1,280
3・4・7	音羽小名田線	16.0	4,730
3・4・8	前畑根本線	16.0	4,780
3・4・9	本町2丁目線	16.0	240
3・4・10	明和小名田線	20.0	2,630
3・5・11	多治見下石線	12.0	2,000
3・6・12	本町生田線	11.0	1,120
3・6・13	多治見大畑線	8.0	2,100
3・6・14	笠町滝呂線	8.0	2,860
3・6・15	明和松坂線	11.0	2,230
3・5・16	広小路美濃線	12.0	1,600
3・4・17	音羽明和線	16.0	2,250
3・6・18	本町宮前線	11.0	570
3・5・20	小名田線	13.0	1,640
3・5・21	市之倉線	12.0	3,850
3・5・22	滝呂団地線	12.0	1,820
3・4・23	東町線	17.0	2,270
3・4・24	宝赤坂線	18.0	400
3・5・25	宝光ヶ丘線	12.0	300
3・3・27	東濃西部都市間連絡道路	28.0	350
3・4・28	音羽小田線	18.0	1,260
3・5・29	錦本町線	15.0	730
3・5・30	笠原南北線	14.0	1,860
3・5・31	笠原諏訪線	11.0	2,610
8・7・2	平和滝呂線	4.0	4,030
合計	31路線		77,966m

※ 3・5・15 東部丘陵環状線(1,223m)は可児都市計画道路

その他の都市計画施設

都市施設名	施設名称	面積
駐車場	多治見市営曽根駐車場	0.39ha
ごみ処理場	多治見市三の倉処理場	4.69ha
	笠原クリーンセンター	0.89ha
汚物処理場	多治見市し尿処理場	0.79ha
教育文化施設	多治見総合文化会館	0.70ha
病院	多治見市民病院	1.30ha
下水処理場	池田下水処理場	3.73ha
	市之倉下水処理場	6.39ha
	笠原下水処理場	1.70ha
火葬場	多治見市火葬場	2.16ha

都市計画土地区画整理事業

多治見駅北土地区画整理事業	11.40ha
西部緑のまち土地区画整理事業	6.3ha
滝呂土地区画整理事業	52.40ha
神戸・栄土地区画整理事業	16.6ha

市街地再開発事業

多治見駅南地区第1種市街地再開発事業	2.0ha

都市計画自由通路

多治見駅南北連絡線	高上式	L=100m W=10m

地区計画

滝呂地区地区計画	44.3ha
西部緑のまち地区地区計画	4.9ha
多治見駅北地区地区計画	11.8ha
向島住宅団地地区計画	11.9ha
山吹地区地区計画	32.3ha
陶都の杜地区計画	16.1ha
長瀬地区地区計画	21.4ha
中之郷地区地区計画	26.7ha
岐阜県立多治見西陶芸地区地区計画	4.3ha

防火・準防火地域図

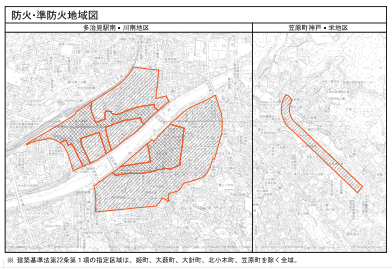

※ 建築基準法第22条第1項の指定区域は、姫町、大薮町、大針町、北小木町、笠原町を除く全域。

1:20,000

平成29年3月　多治見市都市計画基本図を障小編集「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。（承認番号）平28部公第46号」
平成24年3月　多治見市都市計画基本図を障小編集「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。（承認番号）平23部公第69号」
平成19年3月　多治見市都市計画基本図を障小編集「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）平18部公第96号」
平成19年3月　世界測地系へ座標変換（笠原町）
平成14年3月　多治見市都市計画基本図を障小編集「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）平13部公第38号」
平成14年4月　世界測地系へ座標変換　「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）平13部公第26号」
平成 年 月　世界測地系図根点成果改正　「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）平 3部公第4123号」
平成 年 月　世界測地系図根点成果改正　「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）平 9部公第51号」
「この地図は、国土地理院長の助言（昭和57国地企調第 第402号）を得て、令成11（2500地形図を縮図編集したものである。」

著作権所有兼発行者　多治見市
許可なく複製を禁ずる

多治見市都市政策課

令和三年三月作成